

駐車場整備地区における駐車施設附置義務について

◇駐車場整備地区とは

違法路上駐車が多い地区で道路の効用を保ち円滑な道路交通を確保するために駐車場の整備推進を図る目的で定められる地区のことです。

(根拠法令:都市計画法第8条1項, 駐車場法第3条1項)

◇規制内容について

駐車場整備地区において一定の要件を満たす建物を新築、増築、用途変更する場合には、建築物駐車施設条例に基づく附置義務駐車施設の設置が義務づけられています。

附置義務台数

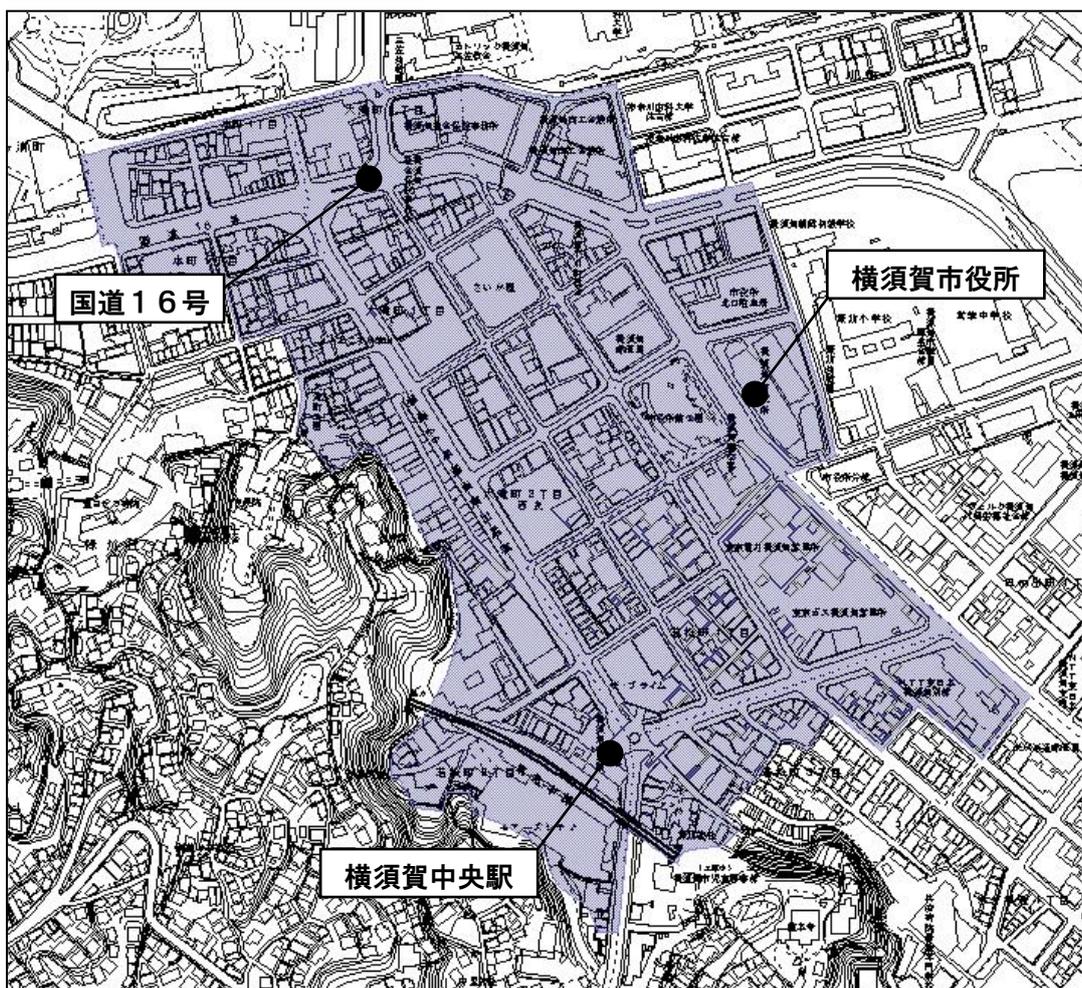
①2,000㎡を超える劇場、百貨店、事務所その他自動車の駐車需要発生の程度の大きい建物(特定用途)に関しては
附置台数 = (建築物の延べ面積 - 2000) / 300

②3,000㎡を超える共同住宅等に関しては
附置台数 = (建築物の延べ面積 - 3000) / 300

※概略は上記のとおりとなりますが、詳細については「建築物駐車施設条例」をご覧ください。

◇駐車場整備地区 区域図

参考



「中央地区」約25haが平成2年12月に区域として都市計画決定されています。
区域界の詳細については、分館4F都市部都市計画課でご確認下さい。